



# 住宅防音工事の 事務手続き について

演習場周辺(砲撃音)  
住 宅 防 音 工 事

南関東防衛局 企画部  
防音対策課 砲撃音防音係



# もくじ

防音工事

はじめに	1
A 住宅防音事業について	2
B 工事内容	4
C 事務手続について	5
1 交付申込書	7
2 現地調査	10
3 内定通知書	10
4 交付申請書	11
5 交付決定通知書	13
6 工事や設計の契約	13
7 着手報告書	16
8 遂行状況報告書	16
9 計画変更申請書	17
10 計画変更承認書	18
11 工事の完了	18
12 実績報告書	19
13 確定通知書	20
14 補助金の請求・支払	20

# はじめに

このパンフレットは、住宅防音事業補助金交付申込書に併せて配付しているものです。

このパンフレットには、住宅防音工事の手続きを進めるために必要な事項を記載していますので、ご一読願います。

また、交付申込書や添付書類などにより、住宅防音工事の補助対象となるかを国が審査いたします。

なお、場合によっては住宅防音工事の対象とならないことがありますので、ご注意願います。

## 注意

偽りの報告で不正に補助金の交付を受けた場合は、  
**補助金を返還**していただくこととなります。

例えば、住んでいない方の住民票を移して、**居住している人数を偽り**、本来、防音工事の対象とならない居室について補助金の交付を受けた場合は、これに当たります。

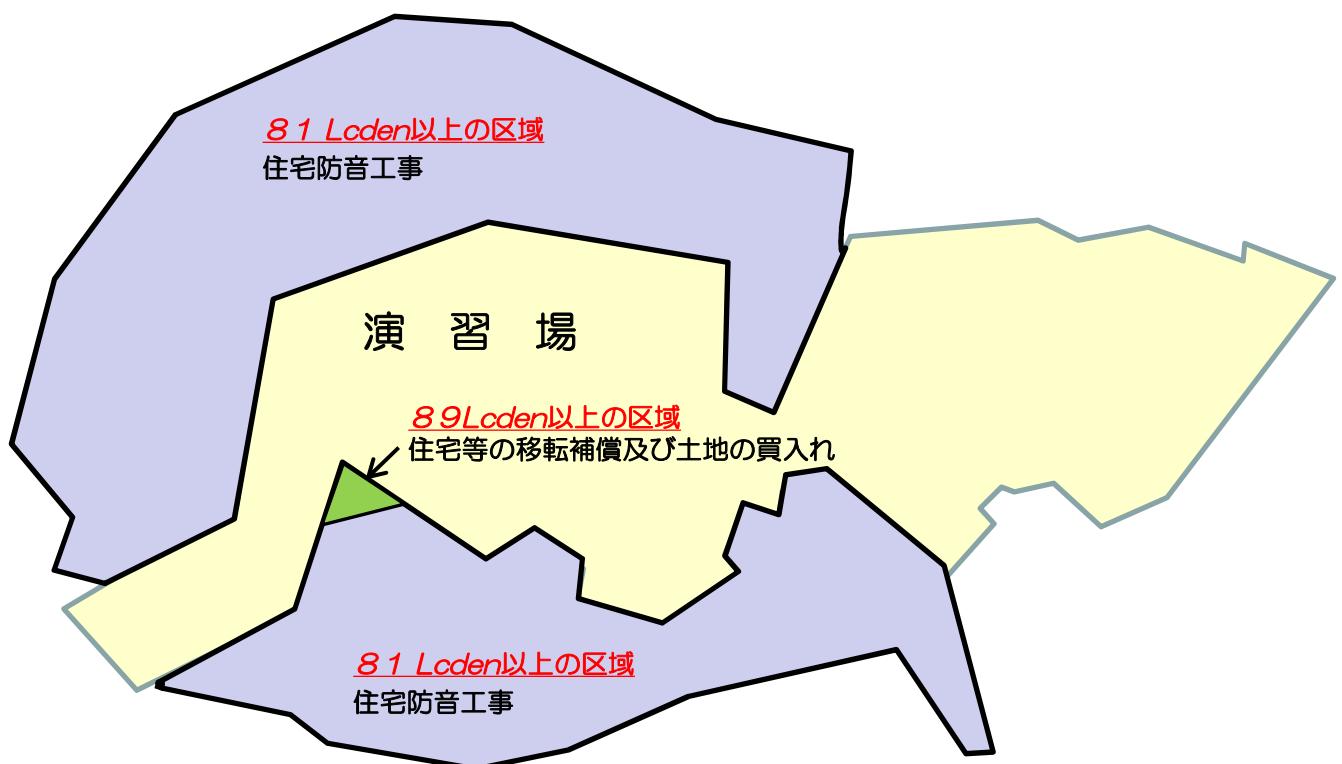
# A 住宅防音事業について

A

## 演習場周辺住宅防音事業とは

演習場周辺住宅防音工事の対象区域（住宅防音区域）内に、指定される以前からある住宅の所有者や住民の皆様方が、砲撃音騒音による障害を防止し、又は軽減するために行う防音工事に対して、「演習場周辺住宅防音事業補助金交付要綱（平成19年防衛省訓令第109号）」などに基づき、行われる補助事業です。

## 演習場周辺住宅防音及び移転補償等の対象区域



### 【Lcden】

■Lcdenとは「Day Evening Night Average C Weighted Sound Pressure Level」(C特性時間帯補正等価音圧レベル)の略で、砲撃音騒音の「うるささ」を表す単位です。砲撃音には「衝撃性が強い・低周波成分が多い」という特徴がありますが、航空機騒音と同じく、音の発生には間隔があることから、航空機騒音の評価方法の考え方にならって、1日の間に発生した砲撃音の総エネルギー量を1日で平均して、更に砲撃音の特徴である衝撃性及び低周波による影響の補正を行ったものになります。

## 補助金の交付が受けられる住宅

### 東富士演習場周辺の対象となる住宅

平成11年12月21日に防衛施設庁長官(当時)が指定・公告した住宅防音区域に、指定の際現に所在していた住宅で、現在、居住のために使われている建物が助成の対象となります。

A

### 北富士演習場周辺の対象となる住宅

平成12年11月22日に防衛施設庁長官(当時)が指定・公告した住宅防音区域(平成26年2月1日に指定解除になった区域を除く。)に、指定の際現に所在していた住宅で、現在、居住のために使われている建物が助成の対象となります。

(区域指定・公告の詳細な内容については、南関東防衛局・富士防衛事務所(東富士演習場)・吉田防衛事務所(北富士演習場)で縦覧できます。)

## 補助の対象となる工事区分及び居室数

防 音 工 事	対象区域	Lcden値81以上の区域	(例:世帯人員4名→5居室)	工事実施箇所				
	対象住宅	防音工事を実施していない住宅		WC	洗面所			
	居 室 数	居住人数に応じ、下表の居室数以内の居室		風呂				
	居室A			廊下	居室D			
居室B				居室E	居室F			
居室C								

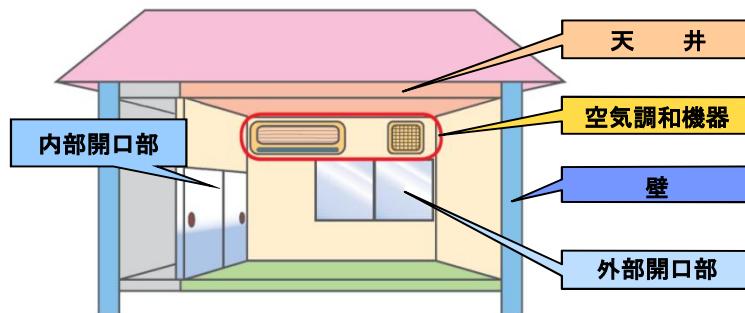
### 実施対象居室数

世帯人員	居室数
1人	2居室
2人	3居室
3人	4居室
4人以上	5居室

## B 工事内容

B

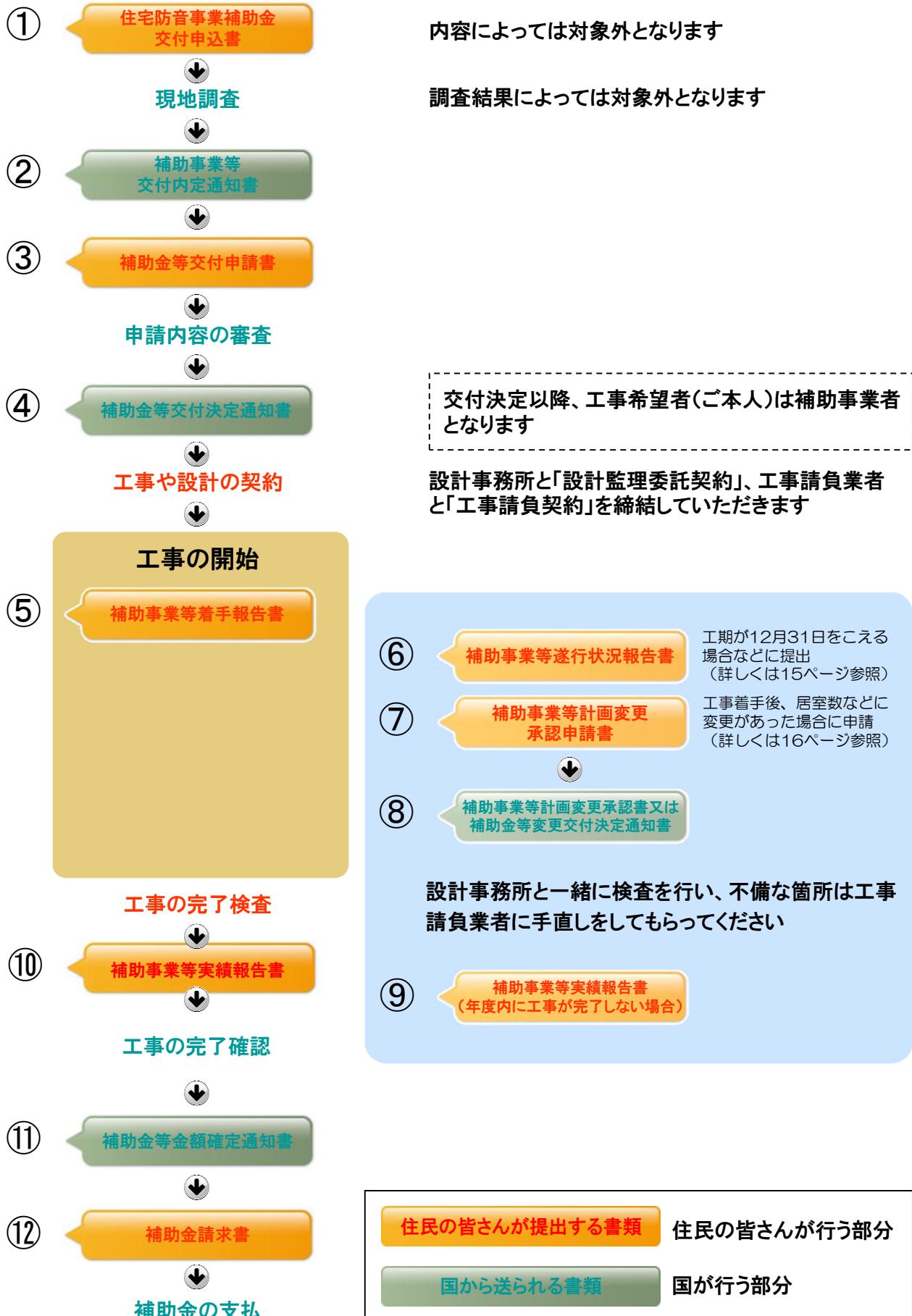
防音工事の工法や使用する材料の性能などについて防衛省が定める「演習場周辺住宅防音工事標準仕方書」に基づき、天井及び外壁の遮音、吸音工事（ただし、鉄筋コンクリート造は施工しない）、開口部の遮音工事及び空気調和工事（換気設備及び冷暖房設備の設置）などの必要な工事を実施します。



区分	A工法	B工法
施工対象区域	Lcden値84以上の区域	Lcden値81以上 Lcden値84未満の区域
計画防音量	25dB以上	22dB以上
屋根	在来のまま	在来のまま
天井	在来天井を撤去し、防音天井（A工法用）に改造	在来天井を撤去し、防音天井（B工法用）に改造
壁	在来壁を撤去し、防音壁（A工法用）に改造	在来壁を撤去し、防音壁（B工法用）に改造
外部開口部	防音サッシ（A工法用）の取付	防音サッシ（B工法用）の取付
内部開口部	防音建具（襖、ガラス戸など）の取付	
床	原則として在来のまま	
空気調和設備	換気扇及び冷暖房機などの設置  換気扇は、防音工事を行う居室に1台設置。ただし、防音工事を行う隣り合う2居室が引き戸で区切られている場合は2室で1台  冷暖房機は、最大4台まで。 ただし、既存に設置されていれば対象外	
その他	防音工事に伴う必要な工事	

# C 事務手続きについて

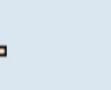
## 補助金交付(住宅防音事業)の事務手続きの流れ



今後の事務手続については、以下の書類の提出・受領をしていただくこととなります。また、令和3年度からは、工事希望者からの希望があれば、事務手続の一部について、電子メールでやり取りをすることが可能となりましたので、希望する場合は、交付申込書の提出前に国又は国から委託を受けた者に申し出てください。電子メールでの事務手続については、各種書類に必要事項を記入した後、自らがPDF形式に変換した上で電子メールにより送付していただく必要がありますので、書類をPDF化できる設備（スキャナー等）が必要となります。

C

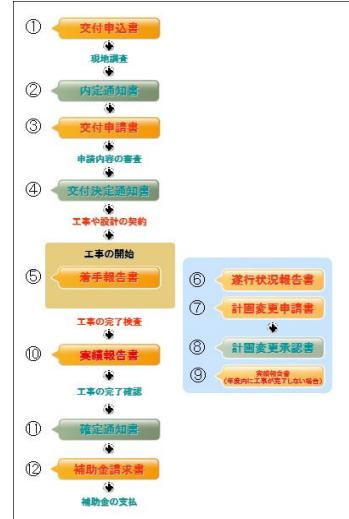
なお、事務手続きが終わる都度、右端の完了欄のところにチェックを入れて、手続きの進行状況の確認にご使用ください。

	書類名	皆様方が作成する文書	国から送付	完了
①	住宅防音事業補助金交付申込書	 		<input type="checkbox"/>
②	補助事業等交付内定通知書			<input type="checkbox"/>
③	補助金等交付申請書	 		<input type="checkbox"/>
④	補助金等交付決定通知書			<input type="checkbox"/>
⑤	補助事業等着手報告書	 		<input type="checkbox"/>
⑥	補助事業等遂行状況報告書	 		<input type="checkbox"/>
⑦	補助事業等計画変更承認申請書	 		<input type="checkbox"/>
⑧	補助事業等計画変更承認書又は 補助金等変更交付決定通知書			<input type="checkbox"/>
⑨	補助事業等実績報告書 (年度内に工事が完了しない場合)	 		<input type="checkbox"/>
⑩	補助事業等実績報告書 (工事が完了した場合)	 		<input type="checkbox"/>
⑪	補助金等金額確定通知書			<input type="checkbox"/>
⑫	補助金請求書	 		<input type="checkbox"/>

⑥、⑦、⑧、⑨については、事情により工事が予定どおり完了しなかった場合などに実施していただくものです。

# 1 交付申込書

補助金の交付の申込みは、補助金の交付の対象として適正であるかどうかにつき審査するため、住宅の居住状況や建築年月日が分かる事項を「住宅防音事業補助金交付申込書」（[参考資料－4ページ](#)）に記入して頂き、また、証明書類を添付して提出していただきます。  
[参考資料－1～8ページ参照](#)



1

## 記入上の注意

### 工事希望者について

原則として住宅の所有者が工事希望者となります。ただし、借家人が防音工事の実施について所有者の承諾を得た場合は、居住者が工事希望者となることができます。



### 記入などについて

- 申込書は、黒のボールペンで記入してください。
- 工事希望者の氏名は、公的書類（登記事項証明書等）の字体で記入してください。（「齋」を「斎」など簡略化しないでください。）
- 日中、留守にしていることが多い方は、日中の連絡先（勤務先、携帯電話の電話番号など）を申込書用紙の住所、氏名欄の余白に記入してください。

### 申込書の提出に係る委任について

都合により工事希望者（本人）が申込手続きを行えない場合には、他の方に委任することができます。その場合には、「委任状」を作成し、関係書類と併せて提出してください。

## 必要書類（添付書類）



[参考資料－3～6ページ参照](#)

登記事項証明書又は家屋所在証明書

住民票

運転免許証等※の写し

※運転免許証、健康保険の被保険者証、在留カード、特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、工事希望者その他の所有者等が本人であることを確認するに足りるもの（現地調査時等に運転免許証等又は個人番号カードにより本人確認をする場合は添付不要）

住宅見取図

エアコンの補助台数の決定に係る申告書

（注）住民票、マイナンバーカードの写し等の「個人番号」が記載された書類及び健康保険の被保険者証の写し等の「被保険者等記号・番号等」が記載された書類については、「個人番号」及び「被保険者等記号・番号等」に黒塗り等を行い、判別不可能な状態にして添付してください。

## 必要に応じて提出する書類

参考資料一7・8ページ参照

- ▣ 住宅の建て替え状況
- ▣ 住宅防音工事承諾書（住宅の共有者又は相続権者がいる場合に必要）

## 留意事項

1

演習場周辺住宅防音工事は、居住している方の人数に応じて補助対象となる居室数を決定しており、より適正に事業を行うため、居住人数の確認をさせていただきます。

### 全ての方について

- ▣ 提出していただく住民票などと現地調査により居住状況を確認します。
- ▣ 現地調査において「今後の転出の予定」を確認します。
- ▣ これらを踏まえ助成の可否を判断します。

### 交付申込書提出日の3ヶ月前までに転入してきた方について

- ▣ 提出していただく住民票などと現地調査により居住状況を確認します。
- ▣ 現地調査において「転入理由」及び「今後の転出の予定」を確認します。
- ▣ これらを踏まえ補助金の助成の可否を判断します。
- ▣ 助成の手続きを開始することとなった場合は、
  - ①交付申請書の提出時に、改めて住民票などを提出していただきます。  
△全員又は一部の方が転出された場合（転出を予定されている場合を含みます）、また、結婚や出生などにより世帯人員が増加した場合は、対象となる居室数が変更となることがあります。
  - ②実績報告書の提出時に、改めて世帯人員報告書を提出していただきます。

### 交付申込書提出日の1ヶ月前までに転入してきた方について

- ▣ 提出していただく住民票などと現地調査により居住状況を確認します。
- ▣ 現地調査において「転入理由」及び「今後の転出の予定」を確認します。
- ▣ 結婚や出生など、戸籍の変更が伴う転入の場合を除き、補助対象となる居室数の決定に關係する世帯人員の対象となりません。

## 防音工事済住宅の解体などについて

防音工事を実施した住宅や住宅防音工事により設置した冷暖房機及び換気扇については、防音工事完了後においても善良な管理をしていただくこととなります。

防音工事完了後、下記に示す処分制限期間内に解体や住宅以外で使用する場合などは、地方防衛局長の承認が必要となります。

その際、場合によっては、補助金相当額を返納していただくこととなる場合がありますので、あらかじめ当局に問い合わせください。

なお、借家に居住している方が補助事業者として住宅防音工事を実施した場合は、引っ越しをする際、住宅防音工事に係る一切の義務を、建物所有者に継承する手続きを行ってください。

1

### 住 宅

構 造	処分制限期間
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造	47年
ブロック造	38年
金属造（骨格材の肉厚が4mmを超えるものに限る）	34年
金属造（骨格材の肉厚が3mmを超え4mm以下のものに限る）	27年
金属造（骨格材の肉厚が3mmを以下のものに限る）	19年
木造又は合成樹脂造	22年
木骨モルタル造	20年

### 空気調和機器

構 造	処分制限期間
冷暖房機	6年
換気扇	6年

### MEMO

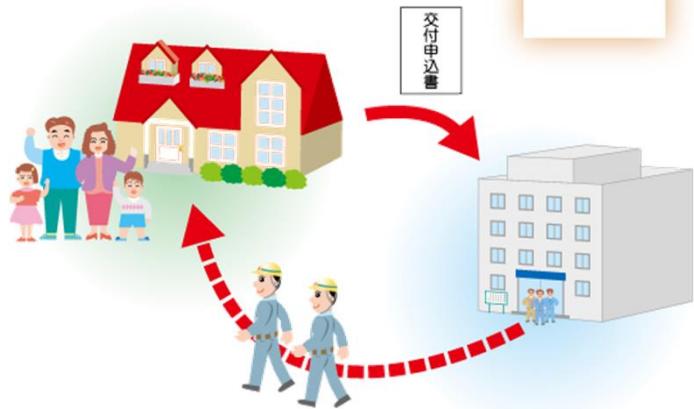
## 2 現地調査

住宅防音事業補助金交付申込書を国に提出されると、国は申込内容の確認審査を行った後に各世帯ごとに現地調査を行います。

### 確認内容

- ア 生活実態及び居住状況  
イ 防音工事を行う住宅に現に居住している方の転居予定  
ウ 売却・建替・転居などの予定  
エ 防音工事の実績  
オ エアコンの設置状況  
カ 工事希望者などの本人確認

(申込書提出時に運転免許証等の写しを添付せず本人確認を行う場合)



### 留意事項

現地調査の実施時期は、交付申込書を国に提出していただいた後に、国又は国から委託を受けた者から連絡があります。

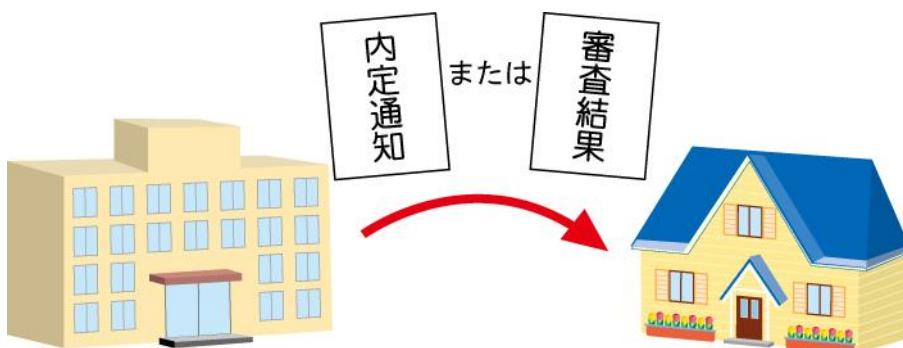
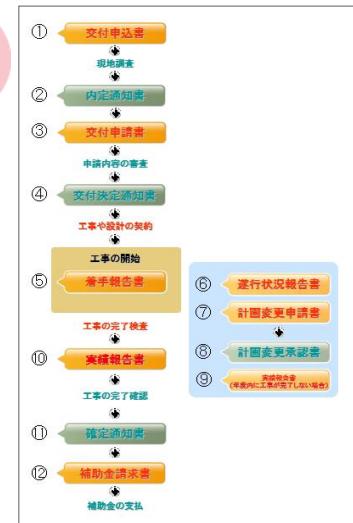
3ヶ月以内に転入している方がいる場合はその理由などを確認します。

## 3 内定通知書

現地調査を実施した後、補助金を交付することに内定した場合は、「補助事業等内定通知書」を通知します。

なお、補助金を交付することが認められない場合には、「交付申込書の審査結果等について（通知）」によりその理由などを通知しますので、ご不明な点がありましたら、地方防衛局（パンフレット裏面に記載）までお問い合わせください。

参考資料一9・10ページ参照



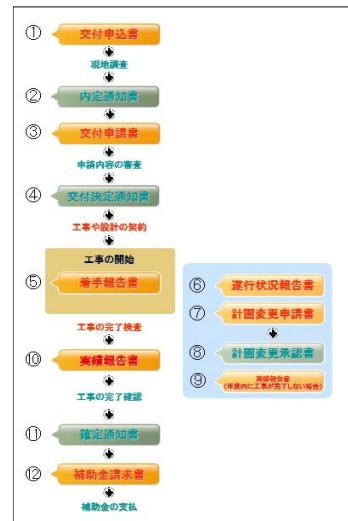
# 4 交付申請書

補助金の交付を申請する場合は、補助事業等の目的や内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した「補助金交付申請書」を提出していただきます。

参考資料ー11～13ページ参照

## 必要書類(添付書類)

- 設計図書（図面及び設計書）



## 必要に応じて提出する書類

- 交付申込書の提出前3ヶ月以内に転入している方がいる場合

- 住民票等  
(補助金交付申請書の提出前2週間以内に作成されたもので、世帯全員が記載されているもの)  
(注)個人番号が記載されている場合は「個人番号」に黒塗り等を行い、判別不可能な状態にして添付してください。



4

## 留意事項

- 借家などの場合は、原則として住宅の所有者の方が申請者（補助事業者）になっていただくことになります。
- 審査の結果、補助金の交付の対象として認められることとなる場合があることを、あらかじめご承知おきください。
- 国又は国から委託を受けた者から、記入内容の説明を受け、確認した上で必要事項を記入をしてください。

## 補助対象経費について

補助金の交付の対象とする経費は「工事費」と「設計監理費」で、それぞれ別表第4・5の限度額を超えない範囲で交付されます。

別表第4

工事費の限度額		
工事室数	Lcden値84以上の区域	Lcden値81以上Lcden値84未満の区域
1室	5,655千円	5,193千円
2室	8,404千円	7,451千円
3室	11,169千円	9,915千円
4室	13,876千円	12,190千円
5室	16,232千円	14,224千円

※石綿の使用が明らかな場合における石綿の撤去を伴う防音工事に係る額は、上記表のそれぞれの額に石綿の撤去に係る額を加算できます。

別表第5

## 設計監理費の限度額

※表中のAは工事費です。計算した額は千円未満を切り捨ててください。

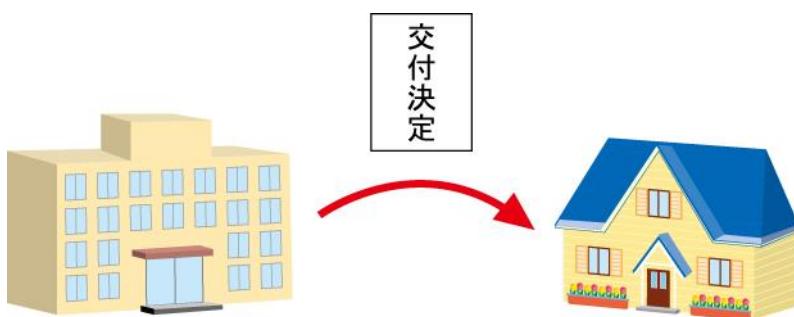
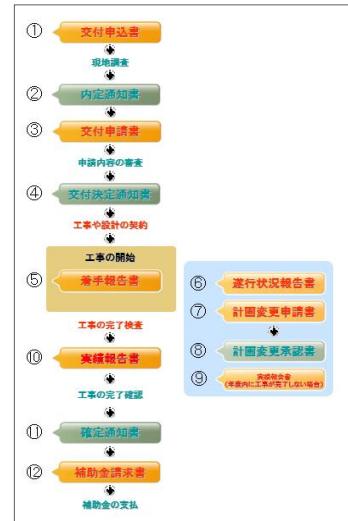
Lcden値84以上区域		5,655千円未満 9,686千円未満	5,655千円以上 9,686千円未満	9,686千円以上 11,169千円未満	11,169千円以上 13,017千円未満	13,017千円以上 13,876千円未満	13,876千円以上 15,128千円未満	15,128千円以上 16,232千円未満	16,232千円以上
工事費 工事室数	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
1室	A×0.12	678	678	678	678	678	678	678	678
2室	A×0.12	678	678	678	678	678	678	678	678
3室	A×0.12	678	A×0.07	781	781	781	781	781	781
4室	A×0.12	678	A×0.07	781	A×0.06	832	832	832	832
5室	A×0.12	678	A×0.07	781	A×0.06	832	A×0.055	892	

Lcden値81以上 Lcden値84未満の区域		5,193千円未満 8,900千円未満	5,193千円以上 8,900千円未満	8,900千円以上 9,915千円未満	9,915千円以上 11,567千円未満	11,567千円以上 12,190千円未満	12,190千円以上 13,291千円未満	13,291千円以上 14,224千円未満	14,224千円以上
工事費 工事室数	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
1室	A×0.12	623	623	623	623	623	623	623	623
2室	A×0.12	623	623	623	623	623	623	623	623
3室	A×0.12	623	A×0.07	694	694	694	694	694	694
4室	A×0.12	623	A×0.07	694	A×0.06	731	731	731	731
5室	A×0.12	623	A×0.07	694	A×0.06	731	A×0.055	782	

## 5 交付決定通知書

皆様方から補助金等交付申請書の提出を受け、補助事業等の目的や内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうかなどを審査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、「補助金等交付決定通知書」を通知します。

参考資料ー14ページ参照



## 6 工事や設計の契約

5

6

皆様方の住宅を改造工事しますので、工事の内容をしっかりと監理していただく必要があります。また防音工事は国民の皆様からの税金で行われていますので公正に契約金額を決定していただく必要があります。

このため防音工事の契約は、以下の内容をご確認の上、諸手続を行ってください。

### 補助金交付の条件(契約関係)

- 補助金等交付決定通知書において、以下の条件が課せられます。
- ①請負・委託契約については、それぞれ別の者（資本又は人事面において関連がなく、補助事業等の公正な遂行に支障を及ぼすおそれのない者）と締結しなければならない。
  - ②請負・委託契約の締結に際しては、公正に契約金額を決定しなければならない。
  - ③請負・委託契約の締結に際しては、請負業者及び受託業者が、契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない旨を明記した契約書を作成しなければならない。

## 契約相手方の選定

- 工事請負契約及び設計監理委託契約は、それぞれ別の者<sup>(※)</sup>と締結してください。
- 契約を予定する相手方に、上記「補助金交付の条件」を伝え、資本又は人事面において関連のない別の者であることを確認してください。
- なお、口頭の確認では心配な場合は、契約締結時に誓約書を取り付けるなどしてください。

〔※「別の者」とは、当事者間に次のような関連がない者です。

資本面：一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている。

人事面：双方の会社の代表権を有する役員が兼職している。

## 契約金額の決定など

- 公正に契約金額を決定するため、以下の事項を厳守してください。
  - ◇工事請負契約及び設計監理委託契約は、交付決定額を提示せずに、見積書を徴取した上で、契約を締結してください。
  - ◇なお、工事請負契約は、共同住宅（いわゆる2世帯住宅を除く。）で複数世帯を同一時期に発注する場合は、原則として競争入札や複数の工事請負者から見積書を徴取した上で契約を行ってください。
  - ◇徴取した見積書などについては、防音工事が交付決定の内容やこれに附した条件に適合するかなどを確認するために必要となるので、大切に保管してください。
- ※手順については次ページ参照

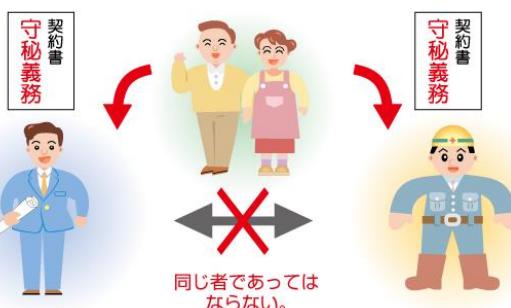
6

## 守秘義務等について

- 契約書には、守秘義務に係る事項を盛り込んでください。
- 具体的には以下の例に沿った内容が、契約書又は契約書の特約条項に記述があることを確認し、契約を締結してください。

第〇条 乙は、この契約の履行に関して知り得た甲の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、乙は、第〇条の業務を行う上で得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

第〇条 乙は、この契約の履行により取得した個人情報を当該業務を実施するための目的以外に使用しないものとする。





## 契約手続の実施手順、方法

① 補助事業者が自ら、工事業者及び設計業者へ連絡をし、見積書の取付けを行ってください。



② 補助事業者が自ら見積書を取り付けた後、選定結果報告書を作成し、同報告書及び見積書（写し）を国に提出してください。



③ 補助事業者は自ら取付けた見積書の内、原則として交付決定通知書に記載されている工事費及び設計監理費を超えない見積書の工事業者及び設計業者と契約をしてください。



④ 取付けた見積書は、工事が交付決定の内容やこれに附した条件に適合するかなどを確認するために必要となるので補助事業者により大切に保管してください。

### 留意事項

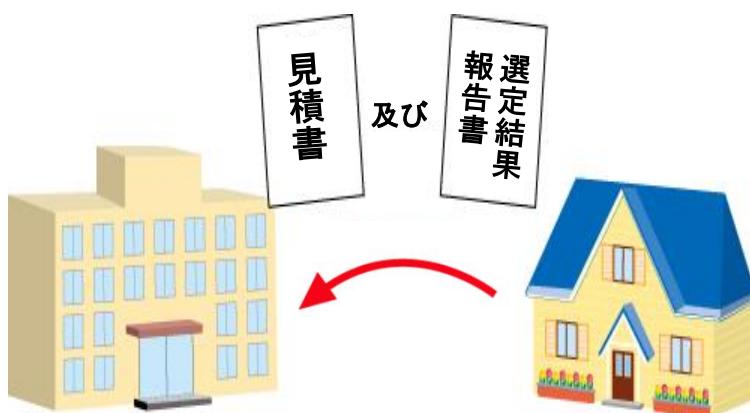


6

前ページの補助金交付の条件（契約関係）、契約相手の選定、契約金額の決定及び守秘義務等についてをご確認の上、金額等を公正に決定してください。

住宅防音工事は、皆様方ご本人が国に補助金を申請し、補助事業者となって設計事務所及び工事請負業者を選定し、契約して工事を実施する事業です。

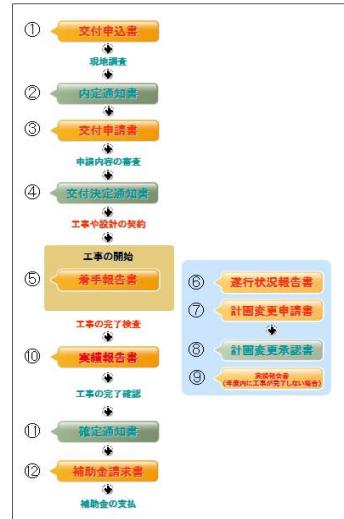
設計や工事を途中で中止する場合、それまでにかかった設計費や工事費などの費用は、皆様方ご本人の負担となる場合がありますので、十分にご注意下さい。（国からお支払いできません）



## 7 着手報告書

工事に着手した場合は工事に係る契約状況や着手した年月日を記載した着手報告書を提出していただきます。

参考資料ー15ページ参照



### 留意事項

着手報告書の提出は、工事の着手後7日以内に提出してください。

ただし、工事の着手後7日以内に工事が完了する場合は、着手報告書を提出する必要はありません。

国又は国から委託を受けた者から、記入内容の説明を受け、確認した上で必要事項を記入をしてください。



## 8 遂行状況報告書

7

工事に着手した後に工期が12月31日をこえる場合は、12月31日時点の出来高や進捗率などを記載した遂行状況報告書を提出していただきます。

8

なお工事の着手後3ヶ月以内に工事が完了する場合や、工事の着手後1ヶ月以内に12月31日になる場合は、遂行状況報告書を提出する必要はありません。

参考資料ー16ページ参照

### 留意事項

遂行状況報告書の提出は、工事の着手後12月31日現在の遂行状況を翌年1月14日までに提出してください。

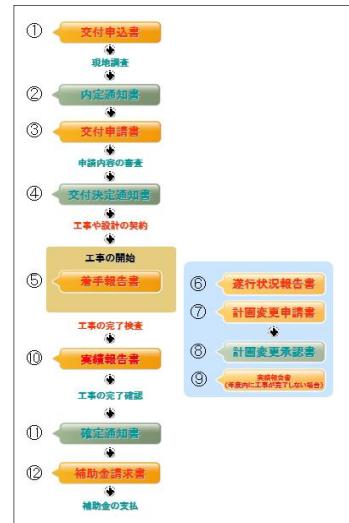
国又は国から委託を受けた者から、記入内容の説明を受け、確認した上で必要事項を記入をしてください。

## 9 計画変更申請書

工事に着手した後に、以下の変更がある場合は、計画変更承認申請書を提出していただきます。

- 住宅防音工事の完了予定期日を1月以上延期する場合
- 住宅防音工事の完了予定期日を4月1日以降まで延期する場合
- 住宅防音工事を行う居室、居室の数又は面積を変更する場合
- 工事費（工事雑費を除く。）を工事雑費又は設計監理費へ流用する場合
- 金属製建具の材料又は気密機構を変更する場合
- 建築設備機器の品目、規格、型式又は数量を変更する場合
- 音響の防止の効果を軽減するおそれのある工法又は材料に変更する場合

参考資料－17ページ参照



### 必要書類(添付書類)

- 理由書



### 必要に応じて提出する書類

9

- 設計書（計画の変更に伴い変更を必要とした箇所）は、変更前と変更後の計画の違いが比較できるよう修正を加えたもの
- 図面（計画の変更に伴い変更を必要とした箇所）は、変更後の内容を明示したもの

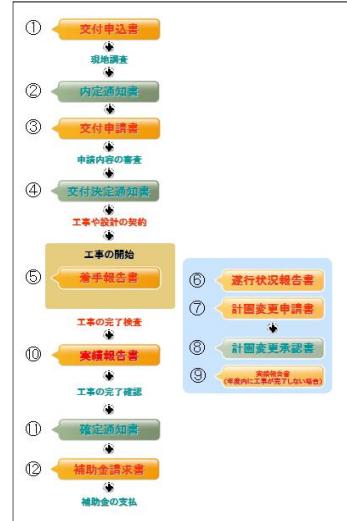
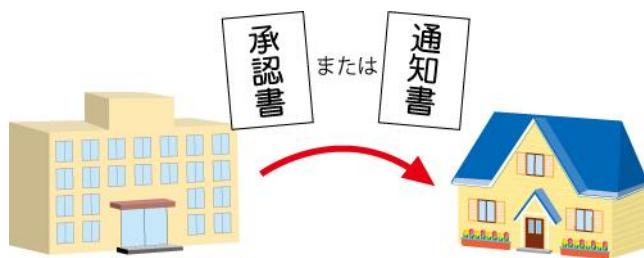
### 留意事項

- 変更がある場合は、まず、国又は国から委託を受けた者に連絡してください。
- 国又は国から委託を受けた者から、記入内容の説明を受け、確認した上で必要事項を記入をしてください。

## 10 計画変更承認書

皆様方から計画変更承認申請書の提出を受け、理由や内容が適正であるかなどを審査し、「補助事業等計画変更承認書」又は「補助金等変更交付決定通知書」を通知します。

参考資料ー18・19ページ参照



## 11 工事の完了

工事が完了しましたら、設計図書どおりに工事がなされているかを設計事務所と皆様方で検査をしていただきます。

検査をしていただいた後に、国又は国から委託を受けた者が交付決定の内容どおりに工事がなされているかを現地又は工事写真などで確認します。

### 留意事項



- 設計事務所による検査や国又は国から委託を受けた者の確認により不備な箇所が認められたときは、工事請負業者に手直しを行ってもらってください。

10

11



## 12 実績報告書

### 工事が完了した場合

工事の完了が確認できましたら、「補助事業等実績報告書」を国に提出していただきます。

参考資料－20～22ページ参照

#### 必要に応じて提出する書類

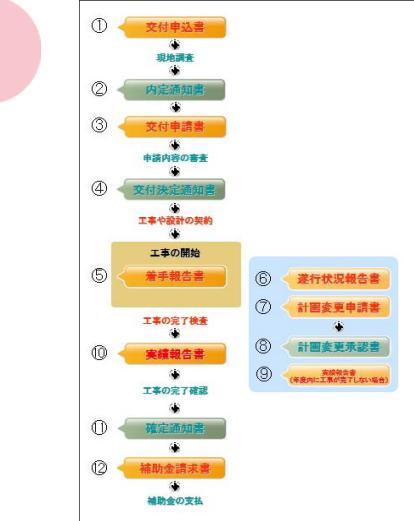
① 交付申込書の提出前3ヶ月以内に転入している方がいる場合

- ・世帯人員報告書（実績報告時）

② 計画変更承認申請書の提出を要しない軽微な変更

（16ページに示す変更以外のもの）があった場合

- ・設計書（変更前と変更後の違いが比較できるもの）
- ・図面（変更後の内容を明示したもの）



#### 留意事項

③ 交付申込書の提出前3ヶ月以内に転入している方は、世帯人員の確認のため、国が自治体より住民票を取得し、また、現地調査を行うなど、十分な審査を行います。

④ 国又は国から委託を受けた者から、記入内容の説明を受け、確認した上で必要事項を記入をしてください。

### 年度内に工事が完了しない場合

12

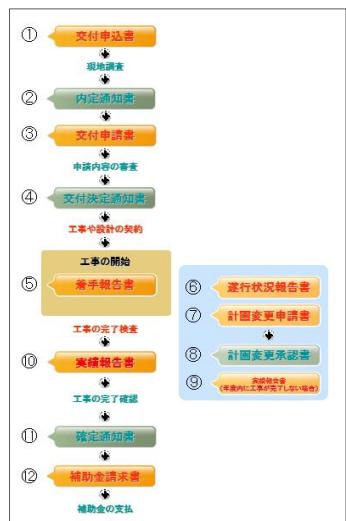
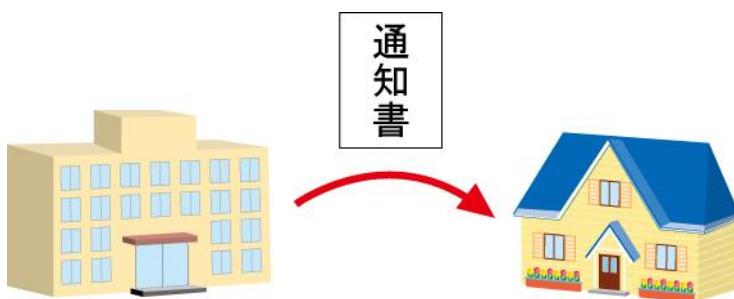
交付決定が行われた会計年度内（4月1日～翌年3月31日）に工事が完了しない場合は「補助事業等実績報告書」を国に提出していただきます。

参考資料－23・24ページ参照

## 13 確定通知書

皆様方から実績報告書の提出を受け、補助事業等の目的や内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうかなどを審査し、交付決定の内容どおりであると認めたときは、「補助金等金額確定通知書」を通知します。

参考資料—25ページ参照



## 14 補助金の請求・支払

工事が完了しましたら、国に対し補助金の請求をしていただきます。

皆様方は、国に対する請求や工事請負業者などへの支払を国が指定する者に委任していただきます。その後、国が指定する者から工事請負業者などへ補助金の支払いを行います。

なお、場合によっては国に直接請求していただくこともあります。



13

14

# 住宅防音工事の相談窓口となる国の機関

東富士演習場

北富士演習場

**南関東防衛局  
(本局)**

企画部 防音対策課

〒231-0003

神奈川県横浜市中区北仲通5-57  
横浜第2合同庁舎内

TEL: (045) 211-7396

FAX: (045) 211-7391

URL: <https://www.mod.go.jp/rdb/s-kanto/>



東富士演習場

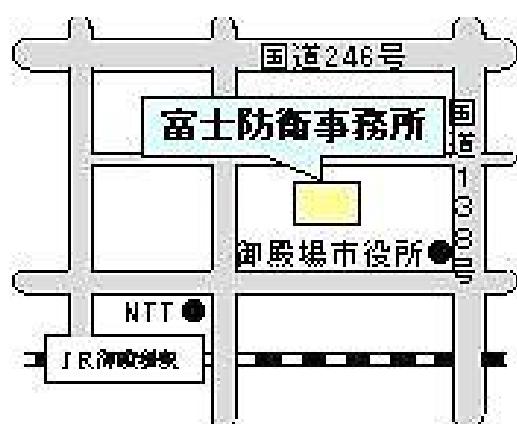
**富士防衛事務所**

〒412-0042

静岡県御殿場市萩原606

TEL: (0550) 82-1622

FAX: (0550) 82-1614



北富士演習場

**吉田防衛事務所**

〒403-0005

山梨県富士吉田市上吉田993-3

TEL: (0555) 22-4121

FAX: (0555) 22-4212



令和5年9月現在